一家転住等により福山市内に居住する予定の者の出願について

出願時において，保護者の住所が福山市外にある者(海外居住者を含む。)で，保護者の転勤や転居等により，２０２４年(令和６年) ４月１日までに，福山市内に保護者が居住する予定の者が出願する場合には，入学願書提出の前に，福山市教育委員会に必要書類を提出し，学区外からの出願許可(学区外出願許可指令書(様式９)の交付)を受けなければなりません。

学区外からの出願に該当する場合，保護者の状況により提出していただく書類が異なりますので，「学区外出願許可指令書」交付申請をする前に，窓口，または電話で，福山市教育委員会学びづくり課に事前に相談してください。

「学区外出願許可指令書」交付申請手続は，２０２３年(令和５年)１１月２９日(水)から１２月７日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)となっております。ただし，１２月７日(木)は正午までとなっております。

申請に必要な書類提出は，原則持参となります。

＜問い合わせ先＞
福山市教育委員会 学びづくり課
〒７２０－８５０１
福山市東桜町３番５号
℡（０８４）９２８－１２７５